

総務大臣談話

平成23年10月28日

- 1 政府は、去る9月30日に提出された人事院勧告を受け、その取扱いについて、労働基本権が制約されている現行制度においては人事院勧告制度を尊重することが基本であるとの考え方の下、真摯に検討を行ってまいりました。
- 2 本日の閣議において、国家公務員の給与改定については、我が国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の国難に対処するための国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案が、今般の人事院勧告による給与水準の引下げ幅と比べ、厳しい給与減額支給措置を講じようとするものであり、また、総体的にみれば、その他の人事院勧告の趣旨も内包しているものと評価できることなどを総合的に勘案し、既に提出している給与臨時特例法案の早期成立を期し、最大限の努力を行うこととし、人事院勧告を実施するための給与法改正法案は提出しないことを決定いたしました。
- 3 政府としては、経費の見直し・節減合理化等による歳出削減、業務の見直し・効率化による国家公務員の定員純減などに取り組んでまいります。
- 4 地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切な措置を講じていただくとともに、地方公共団体の定員についても、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組まれるよう期待いたします。
- 5 なお、地方公共団体においても行財政改革の取組が進められているところであり、各府省におかれては、地方公共団体に定員の増加を来し、人件費の累増をもたらすような施策を厳に抑制されるようお願いいたします。